

八尾市小規模特認校スポーツ支援業務 仕様書

1. 業務の名称

八尾市小規模特認校スポーツ支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、八尾市立桂中学校、桂小学校、北山本小学校における小規模特認校の特色ある学校づくりとして、①部活動指導業務、②放課後スポーツ教室業務、③体育授業指導業務、の3業務を実施するもので、児童・生徒の心・技・体の成長に寄与することを目的とする。

3. 業務委託期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

4. 事業に要する経費

業務完了時に支払うこととし、交通費等の一切を含むものとする。

5. 業務の概要

① 部活動指導業務

桂中学校の部活動のサッカー部、バスケットボール部、男女ソフトテニス部において、学校との打合せに基づき、部活動の指導を行う。

② 放課後スポーツ教室業務

桂小学校において放課後スポーツ教室（陸上競技、ダンス）を、また北山本小学校において、学校との打合せに基づき、放課後スポーツ教室（サッカー、バスケットボール）を実施する。

③ 体育授業指導業務

桂小学校及び北山本小学校において、学校との打合せに基づき、体育授業の指導を行う。

6. 部活動指導業務

【桂中学校】

業務委託期間中に3部（サッカー部、バスケットボール部、男女ソフトテニス部）において、各70時間の業務を行うものとする。

1回あたり2時間を基本とするが、総時間数の範囲内で、時期により延長・短縮し、1週間に各部において1～2回程度の業務とする。

指導員は1名以上とする。

部員数は各部10～15名程度の見込み。

業務日の設定に関しては、当該中学校と協議するものとする。

指導員は、当該部活動顧問と連携し、以下の業務を進めるものとする。

- ① 指導内容や指導方法について、部活動顧問との事前の打合せ。
- ② 部活動顧問と協力した効果的なチーム・ティーチング。
- ③ 部員への実技指導。

- ④ 練習等の計画作成。
- ⑤ 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援、対外試合等の引率補助、義務審判等の大会運営業務。
- ⑥ 上記業務内容に付帯する業務及び関連業務。

7. 放課後スポーツ教室業務

【桂小学校】

陸上競技教室及びダンス教室を実施する。

各教室を低学年教室、高学年教室に分け、4教室を同日・同時間帯に、1週間に1回程度実施し、業務委託期間中に各15回計60回行うものとする。

各教室を、主担者1名、補助者1名以上の2名以上で指導する。

参加対象は全学年で、教室ごとに募集し、最大各20名程度の参加を見込んでいる。スポーツ教室の内容等に関しては、当該学校と協議するものとする。

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

- ① 参加者の募集。
- ② 指導計画の作成と教育委員会への提出。
- ③ 参加者への実技指導。
- ④ 事故の未然防止及び事後対応等の安全管理の確立。
- ⑤ 業務に関する報告書の作成。
- ⑥ 上記業務内容に付帯する業務及び関連業務。
- ⑦ 参加者へのアンケート調査。

【北山本小学校】

業務委託期間中にサッカー教室及びバスケットボール教室を、各30回計60回行うものとする。

1回あたり1時間とし、1週間に各教室を別曜日に1回程度の業務とする。

主担者1名、補助者1名以上の2名以上で指導する。

参加対象は全学年で、教室ごとに募集し、各30名程度の参加を見込んでいる。

スポーツ教室の内容等に関しては、当該学校と協議するものとする。

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

- ① 参加者の募集。
- ② 指導計画の作成と教育委員会への提出。
- ③ 参加者への実技指導。
- ④ 事故の未然防止及び事後対応等の安全管理の確立。
- ⑤ 業務に関する報告書の作成。
- ⑥ 上記業務内容に付帯する業務及び関連業務。
- ⑦ 参加者へのアンケート調査。

8. 体育授業指導業務

【桂小学校】

1回あたりを45分とし、業務委託期間中に1～6年生（6クラス）のそれぞれに40回、計240回の業務を行うものとする。

指導者は1名以上とする。

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

指導員は、当該学校教員と連携し、主となり体育授業を行う。

- ① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打合せ。
- ② 教員と協力した効果的なチーム・ティーチング。
- ③ 児童への実技指導。
- ④ 指導計画の作成。
- ⑤ 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援。

【北山本小学校】

(1) 水泳指導及び雨天時等の体育指導について

1回あたりを45分（プールへの入水時間のみ、準備・整理体操等は教員が実施）とし、2学年（2クラス）合同で授業を行う。業務委託期間中に低学年（1・2年）、中学年（3・4年）、高学年（5・6年）それぞれに5回（雨天時の予備としての1回を含む）計15回の業務を行うものとする。

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

指導員5名で指導にあたることとする。

指導員は、当該学校教員と連携し、体育授業を行う。

5回のうち、1回は雨天等のための予備とし、雨天等で予定の水泳授業が中止の場合、及び雨天中止がなく水泳指導で4回確保できた場合の残り1回は、当該学校と協議し、体育館での器械運動等、代替りの授業内容を決定する。

- ① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打合せ。
- ② 複数の指導員と教員による効果的なチーム・ティーチング。
- ③ 児童への実技指導。
- ④ 指導計画の作成。
- ⑤ 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援。

(2) 水泳以外の体育授業

1回あたりを45分とし、業務委託期間中に5回の業務を行うものとする。

指導者は1名以上とする。

業務を実施する学年に関しては、当該学校と協議するものとする。

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

指導員は、当該学校教員と連携し、体育授業を行う。

- ① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打合せ。
- ② 教員と協力した効果的なチーム・ティーチング。
- ③ 児童への実技指導。
- ④ 指導計画の作成。
- ⑤ 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援。

9. 指導員に関する留意事項

(1) 指導員の服務

指導員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ① 教育委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしないこと。
- ② 業務遂行中、宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- ③ 業務遂行上、知り得た秘密を漏洩しないこと。その職を退いた後も同様とする。

- ④ 業務遂行にあたって、いかなる体罰も行わないこと。
- ⑤ 学校教育に相応しい態度をとること。
- ⑥ 教育者として相応しい服装を着用し、身だしなみを整えること。
- ⑦ 学校管理運営上支障が生じる行為をしないこと。
- ⑧ そのほか職務遂行上、必要な事項については、教育委員会及び当該学校長の指示に従うこと。

(2) 就業管理及び検査

- ① 当該学校長は、指導員の管理台帳を備え付け、令和5年度末に就業状況等を教育委員会に報告し、教育委員会はその就業状況を、令和5年度末に委託事業者へに通知する。
- ② 委託事業者は、前号の通知を受けたときは、令和6年3月31日までに、請求書及び業務完了届を教育委員会に提出する。
- ③ 教育委員会は、前号の提出を受けたときは、業務の遂行を確認するための検査を行い、検査に合格したときは、請求書を受理した日から30日以内に委託事業料を支払うものとする。
- ④ 委託業務に係わるすべての経費（指導員の健康管理に係る経費・通勤及び出張に係る経費等一切を含む）は、委託事業者の負担とする。

(2) その他の留意事項

- ① 委託事業者は指導員にあらかじめ胸部レントゲン撮影等健康診断を実施の上、診断書において健康であることを確認すること。
- ② 委託事業者は、業務全般について、誠意と責任をもって遂行すること。

10. 委託事業者の責務

- ① 委託事業者は、法令等を遵守しなければならない。
- ② 委託事業者は、教育委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- ③ 委託事業者は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ④ 委託事業者は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。
- ⑤ 委託事業者は、業務に対し学校教育に相応しい態度で臨み、また学校管理運営上、支障が生じる行為を行ってはならない。
- ⑥ 委託事業者及び指導員の故意または過失により第三者及び学校の建物及び備品等に損害が生じた場合は、委託事業者の責任として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。
- ⑦ 教育委員会は、指導員に服装、言葉遣い及び児童、生徒、教職員等への応対等について問題がある場合は、委託事業者に対し、改善を求めることができる。派遣元は改善要求に速やかに対応すること。

11. 安全管理

- ① 委託事業者は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ教育委員会に報告する。

- ② 部活動指導業務、及び体育授業指導業務において委託事業者は、事件、事故及び災害等（以下、「事故等」という。）の発生時には、教育委員会及び当該学校と連携し、積極的に対処すること。
- ③ 放課後スポーツ教室業務において委託事業者は、あらかじめ危険を防止する措置を講じること。また、事故等の発生時には迅速かつ的確に対処するとともに、教育委員会及び保護者に直ちに連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。なお、委託事業者は、事業実施上の瑕疵により、対象者やその保護者、その他の第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する。そのため、事業者は傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。

1.2 法令順守

(1) 個人情報の保護

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第11条第3項の規定及び次の事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- ① 委託事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 委託事業者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(2) 不当介入に対する措置（八尾市契約関係暴力団排除措置要綱）

- ① 委託事業者が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに教育委員会に報告するとともに、警察への届出をすること。
- ② 上記①の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。
- ③ 委託事業者が上記①の不当介入を受け、上記①の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

1.3 その他

- ① 本業務の遂行のために教育委員会が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと
- ② 仕様書に定めのないもの、その他業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、教育委員会と委託事業者で協議の上、決定するものとする。